

給水装置設計施行基準

宇都宮市上下水道局

目 次

ページ

第1章 総 説	
1. 1 目 的	1
1. 2 用語の定義	1
1. 3 給水装置の種別	1
1. 4 給水装置工事の種類	1
1. 5 給水方式	2
第2章 設 計	
2. 1 総 則	1
2. 2 調 査	1
2. 3 設 計 水 量	2
2. 4 管 口 径	8
2. 5 管の取り出し	23
2. 6 配 管	25
2. 7 布 設	26
2. 8 撤去工事	28
2. 8 給水装置の安全	29
第3章 水道メーター	
3. 1 総 則	1
3. 2 メーターの設置等	1
3. 3 メーター口径の選定	5
3. 4 メーターの種類	5
3. 5 メーターの性能	7
3. 6 メーターの異常(故障)の点検	8
3. 7 受水槽以下の装置に設置する私設メーター	9
3. 8 メーターの運搬及び設置	9
第4章 給水管及び給水用具	
4. 1 総 則	1
4. 2 給水管及び給水用具	1
第5章 施 工	
5. 1 施 工 概 要	1
5. 2 許可及び保安設備	1
5. 3 現場における注意事項	1
5. 4 土 工 事	2
5. 5 配 管 工 事	2
5. 6 工 事 用 機 械 器 具	6
5. 7 完 工 検 査	7
5. 8 断 水 操 作	10
5. 9 埋設管明示要領	11
5. 10 サドル分水栓設置方法	14
5. 11 集合住宅等の水栓コード交付順並びにメーターの配列について	15
第6章 工事の手続き	
6. 1 総 則	1
6. 2 工事の申請	1
6. 3 手 続 き	4
6. 4 断水通知手続き	5
6. 5 大口径(φ40 ^{mm} 以上)の取り出し	6
6. 6 夜間工事の場合	6
6. 7 工事取り消し	6
6. 8 水道加入金	6
第7章 受水槽方式の取扱い基準	
7. 1 総 則	1
7. 2 受水槽方式の選定	1
7. 3 受 水 槽	1
第8章 給水装置工事申込書(設計図)作成要項	
8. 1 設計図の目的	1
8. 2 平面図・立面図の書き方	1

8. 3	材料明記について	2
8. 4	集合住宅（アパート）の設計図作成	2
8. 5	給水装置設計図標示記号	4
8. 6	工事場所位置図の書き方	6
8. 7	設計書袋とじ作成	7
8. 8	給水装置工事の種類	8
第9章 中層階建築物直結直圧給水施行基準		
9. 1	目的	1
9. 2	用語の定義	1
9. 3	適用範囲	1
9. 4	給水装置の設計	3
9. 5	給水装置の構造及び施工	4
9. 6	完工検査	5
9. 7	維持管理	5
9. 8	附 則	5
第10章 直結増圧式給水施行基準		
10. 1	目的	1
10. 2	用語の定義	1
10. 3	適用範囲	1
10. 4	給水装置工事の設計	3
10. 5	給水装置の構造及び施工	6
10. 6	受水槽方式から直結増圧式給水方式への改造	7
10. 7	増圧設備の試運転	8
10. 8	完工検査	8
10. 9	維持管理	8
10. 10	附 則	8
第11章 そ の 他		
11. 1	水道直結式スプリンクラー設備の設置取扱	1
11. 2	活水器及び浄水器の設置取扱	6
第12章 水 質		
12. 1	水質基準項目	2
12. 2	水質管理目標設定項目	3
12. 3	農 薬 類	4
第13章 集合住宅等の各戸検針		
13. 1	各戸検針，各戸徴収のできる集合住宅	1
13. 2	設 計	1
13. 3	設 備	2
13. 4	施 工	2
13. 5	各戸メーターの維持管理	4
13. 6	契約の方法	4
第14章 自家用給水設備切替え		
第15章 遠隔指示装置付電子式水道メーター設置に関する要領		
15. 1	目的	1
15. 2	適 用	1
15. 3	定 義	1
15. 4	施 工	1
15. 5	施 工 指 針	1
15. 6	遵 守	3
15. 7	そ の 他	3
15. 8	施 行	3
第16章 関係法令等		
16. 1	宇都宮市水道事業給水条例	1
16. 2	宇都宮市水道事業給水条例施行規程	17
16. 3	水道加入金取扱要綱	27
16. 4	水 道 法	29
16. 5	水道法施行令	30
16. 6	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	31

第1章 総説

第 1 章 総 説

1. 目 的	1
2. 用語の定義	1
3. 給水装置の種別	1
3. 1 専用給水装置	1
3. 2 私設消火栓	1
4. 給水装置工事の種類	1
4. 1 新 設 工 事	1
4. 2 口径変更工事	1
4. 3 改 造 工 事	1
4. 4 撤 去 工 事	1
4. 5 修 繕 工 事	1
5. 給水方式	
5. 1 直結直圧式	2
5. 2 直結増圧式	2
5. 3 直結直圧式・受水槽併用式	2
5. 4 高置水槽直結増圧式	2
5. 5 受 水 槽 式	2
5. 6 直結直圧・直結増圧併用式	2
5. 7 受水槽・直結増圧併用式	2

第 1 章 総 説

1. 目 的

この基準は、水道法、宇都宮市水道事業給水条例、同施行規程に基づいて施行する給水装置工事について、設計から施行までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

2. 用語の定義

給水装置とは、水道法第3条第9項で、次のように定義している。「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

この指針における用語の定義は、次のとおりとする。

1. 「管理者」とは、上下水道事業管理者をいう。
2. 「工事事業者」とは、宇都宮市指定給水装置工事事業者をいう。
3. 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。
4. 「道路」とは、公道及び私道をいう。
5. 「条例」とは、宇都宮市水道事業給水条例をいう。
6. 「施行規程」とは、宇都宮市水道事業給水条例施行規程をいう。
7. 「J I S」とは、日本産業規格をいう。

3. 給水装置の種別

給水装置は、次の2種とする。(条例第4条)

3. 1 専用給水装置

1個の給水装置で1世帯又は2世帯以上に給水するもの。(条例に準ずる)

3. 2 私設消火栓

消防用に使用するもので管理者が封かんしたもの。

4. 給水装置工事の種類

4. 1 新設工事

水道のない家屋等に、新たに給水装置を設ける工事。

4. 2 口径変更工事

メーター口径を変更する工事。

4. 3 改造工事

給水管を延長し、水栓の数を増す工事または、給水装置の原形を変える工事。

4. 4 撤去工事

不要になった給水装置を分岐点から取り外す工事。

4. 5 修繕工事

給水装置の破損箇所を原形に修復する工事。

5. 給水方式

給水方式は、大別して直結直圧式、直結増圧式、直結直圧・受水槽併用式、高置水槽直結増圧式、受水槽式、直結直圧・直結増圧併用式、受水槽・直結増圧併用式がある。

5. 1 直結直圧式

直結直圧式とは、配水管内の水圧で蛇口まで直接給水する方式をいう。

5. 2 直結増圧式

直結増圧式とは、建物に引き込む途中の給水管に増圧施設（ポンプ）を取り付けて、直接蛇口まで給水する方式をいう。

5. 3 直結直圧・受水槽併用式

直結直圧・受水槽併用式とは、1つの建物内で直結直圧式及び受水槽式の両方の給水方式を併用する方式をいう。

5. 4 高置水槽直結増圧式

高置水槽直結増圧式とは、受水槽を設けず直接高置水槽に直結増圧給水する方式である。

この方法は原則として、既設受水槽式からの切り替えに適用するが、次の事項に注意が必要である。

1. 受水槽（変更・廃止）届を提出する。
2. 高置水槽の管理は受水槽と同様とする。
3. その他、第9の1章に準じるものとする。

5. 5 受水槽式

受水槽式とは、受水槽を設け、水を一旦これにためてから給水する方式である。

この方法は、原則として、次の事項に該当する場合に適用する。

1. 配水管の水圧及び水量が不十分で、使用上支障がある場合。
2. 一時に多量の水を使用する場合。（概ね50m³/日以上）
3. 常時一定の水圧を必要とする場合。
4. 配水管の故障、又は工事等による断減水時においても、ある程度の給水を持続する必要がある場合。
5. 汚染のおそれのある施設もしくは器具へ接続する場合。
6. その他、直結式に適合しない場合。

5. 6 直結直圧・直結増圧併用式

直結直圧・直結増圧併用式とは、1つの建物内で直結直圧式及び直結増圧式の両方の給水方式を併用する方式をいう。

5. 7 受水槽・直結増圧併用式

受水槽・直結増圧併用式とは、1つの建物内で受水槽式及び直結増圧式の両方の給水方式を併用する方式をいう。